

佐賀県保険医協会学習会



被保険者の資格確認

今さら聞けないマイナ保険証

～受付での資格確認の方法を基本から学ぶ～

本日お話しすること

- 1 7月末は保険資格の切り替えが集中！なにが起きるのか？
- 2 資格確認方法の基本を押さえる
 - (1)健康保険証、資格確認書
 - (2)マイナ保険証
- 3 マイナ保険証が使えない場合どうする？
 - (1)マイナ保険証 + 資格情報のお知らせorマイナポータル画面
 - (2)(1)ができない場合
- 4 様々なギモン・質問
- 5 やっぱり保険証がいい！運動にご協力をお願いします！

1 7月末は保険資格の切り替えが集中！
なにが起きるのか？



◆7月末～8月 **切り替え集中時期**で混乱が予想されます。

要因は、

- ① 国保保険証の有効期限切れが1700万人(～12月1日まで)
- ② 後期高齢者保険証の切り替え(8月1日～。資格確認書を全員交付)
- ③ 12月に従来の健康保険証の有効期限切れ
- ④ マイナ保険証の有効期限切れ

※患者さんが持っている、資格を確認できるものをとにかく持参してもらうことが重要です。！

㊦有効期限の切れた保険証、㊩「資格情報のお知らせ」、㊵資格確認書

※過去にマイナ保険証登録をしたのに忘れている場合も！

マイナ保険証に関する現状

令和7年7月23日厚労省審議会資料

取得

① マイナンバーカードの保有状況 ※（ ）内は令和6年1月末時点

マイナンバーカードの保有者
R7.5月末：9,817万人（9,168万人）、全人口の78.6%（73.1%）

保有率向上



登録

② マイナ保険証の登録状況 ※（ ）内は令和6年1月末時点

マイナ保険証の登録者
R7.5月末：8,439万人（7,143万人）、カード保有者の86.0%（77.9%）

登録率向上



携行

③ マイナンバーカードの携行状況 ※（ ）内は令和6年2月時点

マイナンバーカードの携行者
R7.4月：カード保有者の約60%（約40%）

携行率向上



利用

④ マイナ保険証の利用状況 ※（ ）内は令和6年2月時点

マイナンバーカード保有者の
利用経験（Web調査）
R7.4月：約7人に5人（約4人に1人）

利用率向上

○マイナ保険証利用 **29%**
○従来の健康保険証、資格確認書利用 **71%**
(2025年5月末現在)

マイナ保険証の利用実績※（ ）内はR6.3月時点
R6.5月：6,785万件（838万件）、29.30%（4.99%）

（参考）マイナ保険証の利用者数（5月）：2,896万人、
（同月の医療機関受診者（マイナ保険証登録者）に占める割合は63.8%（推計値））

カード保有者の約40%	カード保有者の約50%	8,439万人	9,817万人	12,488万人
(マイナ保険証の利 用経験がある者)	(マイナ保険証 の携行者)	(マイナ保険証登録者)	(カード保有者)	(R6.1.1時点の住基人口)

お手元の健康保険証の有効期限をご確認ください。
令和7年7月31日以降、順次満了
となります。

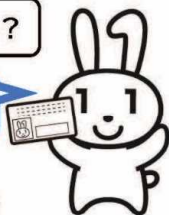
健康保険証の有効期限が切れたあとは、
マイナ保険証か資格確認書
で医療機関・薬局にて受付をしてください。

従来の健康保険証は新たに発行されなくなり、
マイナ保険証を基本とするしくみに移行しています。



マイナ保険証を使ってる人はどうしたらいいの？

ぜひ、そのままお使いください！



マイナ保険証でないと受診等できないの？

マイナ保険証をお持ちでない方には、申請によらず資格確認書が交付されます。
また、マイナ保険証をお持ちの方でも、マイナ保険証での受付が困難な方は、加入している医療保険者に**申請すれば資格確認書を取得できます**。親族等の法定代理人や介助者等による**代理申請も可能**です。



まずはマイナンバーカードを持っているか
ご確認ください！



マイナ保険証の準備はできていますか？
いまのうちに確認しましょう！

裏面へ >>>

お手元の健康保険証の有効期限をご確認ください。

令和7年7月31日以降順次、健康保険証は使えなくなります。

マイナ保険証か資格確認書
で医療機関・薬局にて受付をしてください。

マイナ保険証
の利用を
ご希望の方

利用登録済み ▶ そのまま医療機関等でご利用ください。
の場合
医療機関等にある顔認証付きカードリーダー
未登録の場合 ▶ で利用登録ができます。
※マイナポータル等でも登録できます。

マイナ保険証を
お持ちでない方

お手元の健康保険証の有効期限前に**資格確認書**が交付されます。詳しくは、加入している保険者にお問い合わせください。

マイナ保険証の
利用が困難な方

ご高齢の方や障害をお持ちの方など、マイナ保険証での受付が困難な方は、加入している保険者に**申請すれば資格確認書が交付されます**。

※後期高齢者医療制度にご加入の方には、令和8年7月までの間は、マイナ保険証の有無に関わらず、**申請しなくても資格確認書が交付されます**

こんな時に便利！ / マイナ保険証のメリット

- ✓ 過去のお薬・診療データに基づく、より良い医療が受けられる
- ✓ 突然の手術・入院でも高額支払いが不要になる
- ✓ 救急現場で、救急搬送中の適切な応急処置や病院の選定、搬送先の病院で活用される

この他にも、日常生活の中で利用できるシーンが広がっています。
ぜひ日頃からマイナンバーカードを持ち歩いて、ご活用ください！



マイナバー
0120-95-0178

5番を選択のうえ、音声ガイダンスにしたがってお進みください。
受付時間（年末年始を除く） 平日：9時30分～20時00分
土日祝：9時30分～17時30分

マイナンバーカードの
健康保険証利用について
もっと知りたい方はこちら



ひとくらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

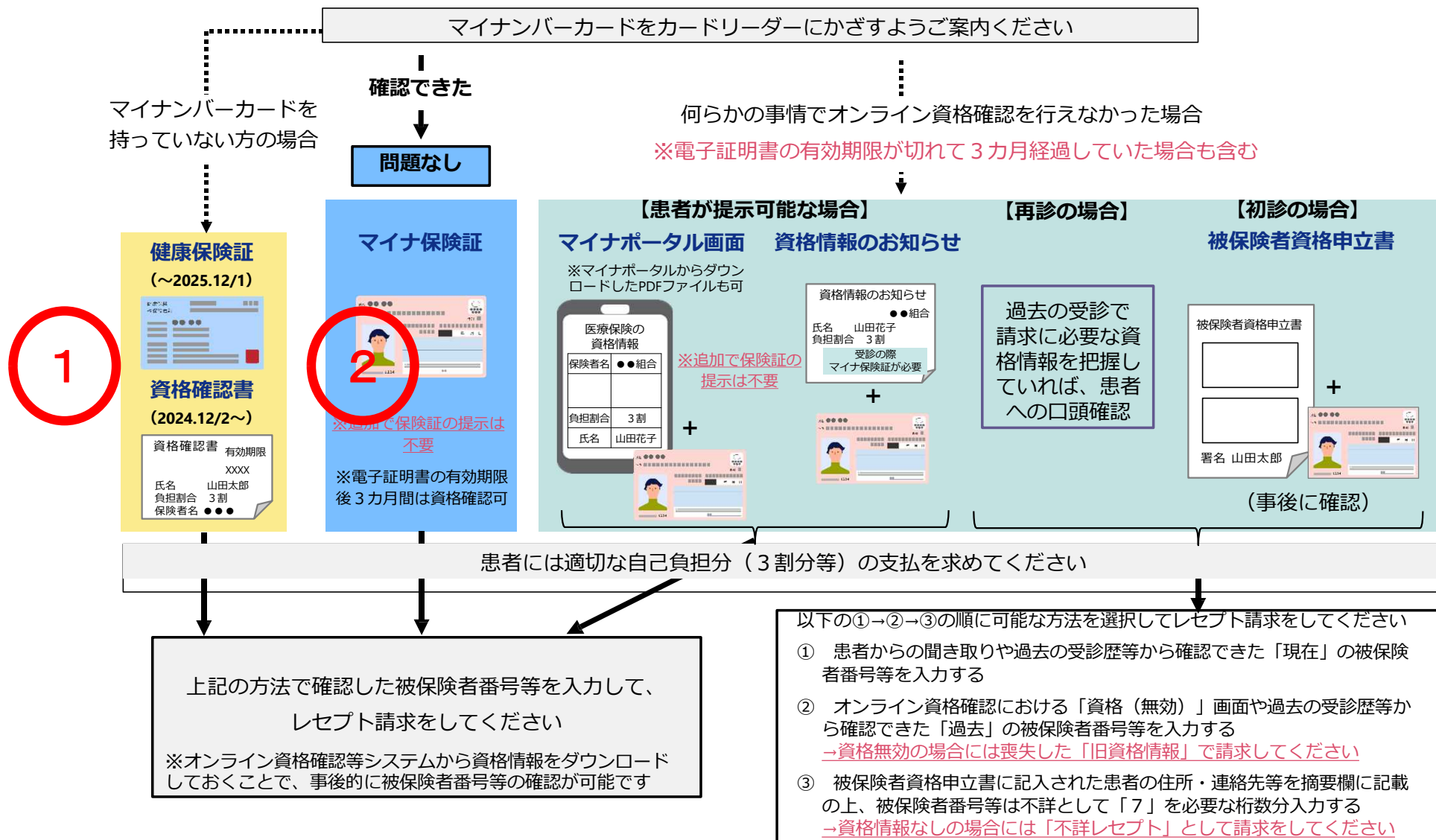
+
○

2. 資格確認方法の基本を押さえましょう！



医療機関・薬局での資格確認とレセプト請求（令和6年12月2日以降の取扱い）

令和7年5月1日 厚労省審議会資料



健康保険証の受付

保険者	従来保険証の有効期限
国民健康保険	2025年8月1日から12月1日にかけて、自治体ごとに順次期限切れとなる。7月末に切れる自治体が多い。
健康保険（協会けんぽ、健保組合、共済組合など）	2025年12月1日までで期限切れとなる。
後期高齢者広域連合	2025年7月末で有効期限切れとなる。 ただし資格確認書が全員交付される（有効期限2026年7月末まで）

健康保険証の受付

▽▲国民健康保険の暫定措置について▽▲(その1)

- 国民健康保険は、従来の保険証の有効期限が7月末で切れる自治体が多く、11月末にかけて期限切れが続く。
- マイナキャンペーン時にマイナンバーカードを作って、同時にマイナ保険証登録を行った患者が多い。しかし国保患者は従来の保険証も使えたため、これまで2枚持ち(従来の国保保険証とマイナ保険証)状態となっていた。
- 従来の国保保険証の有効期限がこの7月末で切れると、有効な保険証はマイナ保険証又は資格確認書になる。



①マイナ保険証登録をしている場合

登録をしたことを忘れた場合などは、手元に期限切れの保険証、又は「資格情報のお知らせ」があるため、受診の際にそのどちらかを持ってくる患者が増えると予想されている。

②マイナ保険証登録をしていない場合

登録をしていない場合は、資格確認書が送られてくる(当面職権交付)ため、それを持参するか、名称が変わるため①のような混乱が起きることもあり得る。

- 厚労省はこのような国保の切り替え時の混乱を避けるため、2025年6月27日付で疑義解釈を出し、**期限切れの保険証や「資格情報のお知らせ」のみの持参でも「オンライン資格確認システムで資格確認するなどして」資格を確認できれば良いとの暫定措置を決めた(2026年3月末まで)。**

- なお本来、資格確認のルールでは期限切れの保険証は使えず、「資格情報のお知らせ」はマイナ保険証とセットで使うこととされているため、本来この2種の書類は単独での資格確認はできないこととされている。あくまで来年3月末までの措置であるため注意が必要である。

健康保険証の受付

▽▲国民健康保険の暫定措置について▽▲(その2)

?! 期限切れの保険証や「資格情報のお知らせ」のみを持参した場合どうする! ?

[オンライン資格確認できない医療機関の場合]

○ 暫定措置はオンライン資格確認システムを導入している医療機関を想定しており、システムを導入していない①資格確認限定でアプリを使っている医療機関、②マイナ保険証に対応していない医療機関では、示された方法を実施できない。

○ 従って以下の対応が考えられる。

① 「資格情報のお知らせ」は、マイナ保険証との組み合わせで確認することとされているため、マイナ保険証の提示又は持参を求め、組み合わせて資格確認

② 資格確認書が交付されていると考えられる場合は、家から持参を求める

③ 電話で保険者に資格確認する

※上記で確認できない場合、初診の場合は10割負担を求める。再診の場合は口頭で資格変更の有無を確認し、次回受診時にマイナ保険証+「資格情報のお知らせ」か資格確認書の持参を求める。

※オンライン資格確認が実施できる医療機関でも(その1)にある対応で確認できなかった場合は、上記と同様。

資格確認書の受付

従来の保険証と資格確認書は何が違う？

○ 健康保険証

法令上も被保険者全員に発行交付されることが明記されていた



○ 資格確認書

- ・12月2日以降はマイナ保険証を基本とする仕組みへ移行
- ・資格確認書は、マイナ保険証を持っていない方が交付対象
- ・原則として被保険者が保険者に申請することが必要
- ・ただし、「当分の間」申請不要でプッシュ型で交付される。将来は未定



協会けんぽの場合

資格確認書を申請すれば数日後に発行交付された。
健康保険証を持っている方も申請すれば資格確認書がもらえる。

有効期限は5年

健康保険証(被保険者証)には有効期限の記載がありませんでしたが、令和6年12月3日に交付された資格確認書は5年の有効期限(令和11年11月30日まで)が記載されていました。

材質、サイズは同じ

名称が「健康保健被保険者証」から「健康保健資格確認書」に、色も水色から黄土色に変わりましたが、形状(プラスチック製)やサイズ(名刺大)で全く同じでした。一方で健康保険証(被保険者証)には事業所名称が記載されていましたが、資格確認書には事業所名称の記載はありませんでした。

国保・後期高齢は保険証の経過措置期間中は資格確認書を発行しない。更新の直前に発行される



資格確認書の受付

資格確認書のサイズ・券面記載について

○ 資格確認書のサイズ、材質

カード型、はがき型(高齢受給者証と同様のサイズ)、A4型の3種類から各保険者が選択

○ 任意記載事項※注意が必要！

- ・一部負担金限度額(高額療養費)の適用区分、発効期日
- ・食事療養標準負担額減額及び生活療養標準負担額減額の適用区分、発効期日
- ・長期入院該当日
- ・認定を受けた特定疾病及び自己負担限度額の区分(記号で表記)、発効期日

○ 必須記載事項の注意点

- ・**70歳以上75歳未満の高齢受給者**は、負担割合、発効期日について高齢受給者証を別途交付することも可能とされているため、券面に記載がない場合は必ず証の提示を求める

※ 限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証については、有効期限まではそのまま使える。資格確認書に記載し発行する自治体もある。原則は申請必要

《参考》資格確認書について 厚労省HPより

<申請によらず交付する方>

- ・ マイナンバーカードを取得していない方
- ・ マイナンバーカードを取得しているが、健康保険証利用登録を行っていない方
- ・ マイナ保険証の利用登録解除を申請した方・登録解除者
- ・ マイナンバーカードの電子証明書の有効期限切れの方
- ・ 令和6年12月2日以降に新たに後期高齢者医療制度に加入された方や、転居等により有効な後期高齢者医療被保険者証をお持ちでない方(令和8年7月末までの暫定措置)※

<申請により交付する方>

- ・ マイナンバーカードでの受診等が困難な配慮が必要な方(ご高齢の方、障害をお持ちの方など)であって、資格確認書の交付を申請した方<更新時の申請は不要>
- ・ マイナンバーカードを紛失・更新中の方

<更新時の申請が不要な方>

- ・ 申請により資格確認書が交付された配慮が必要な方(ご高齢の方、障害をお持ちの方など)

※ 75歳以上の方や65歳以上75歳未満の方で一定の障害があると後期高齢者医療広域連合から認定を受けた方(後期高齢者医療制度の被保険者)については、令和8年7月末までの間における暫定的な運用として、マイナ保険証の保有状況にかかわらず、資格確認書は無償で申請によらず交付します。そのため、後期高齢者医療制度の被保険者におかれては、当分の間、申請は不要です。

なお、病態の変化などにより、顔認証付きカードリーダーを上手く使えなくなった場合、資格確認書をご使用ください。また、現行の健康保険証と同様、親族等の法定代理人のほか、介助者等による代理申請も可能です。

マイナ保険証の受付

[1] 認証方法

《マイナ保険証の種類別》

○ 顔写真付きマイナ保険証

- ・基本は患者操作・・・やむを得ない事情で本人から希望があった場合は支援はOK

○ 「顔認証」と記載されたマイナ保険証

- ・マイナンバーカードの追記欄に「顔認証」と記載されている場合は顔認証マイナンバーカード(暗証番号設定のないマイナンバーカード)です。顔認証又は目視確認による認証を行います。

○ 顔写真なしマイナ保険証

- ・令和6年12月2日以降、申請時に1歳未満の場合、顔写真が不要となり、顔写真のないマイナンバーカード(顔写真なしマイナンバーカード)が発行されます。暗証番号による認証を行います。



マイナ保険証の受付

[2] 目視モード確認方法(その1)

《マイナ保険証の種類別》

○顔写真付きマイナ保険証 → ◎

○「顔認証」と記載されたマイナ保険証 → ◎

○顔写真なしマイナ保険証 → ✕暗証番号のみ



目視モードを行う場合

- ・ 顔認証失敗、かつ患者本人が暗証番号を忘れた(又は暗証番号ロックの)場合
- ・ 患者本人が認知症・障害等・・・顔認証や暗証番号の入力操作が上手くできない場合
- ・ 体調・状況が悪化して、顔認証や暗証番号の入力操作が上手くできない場合
- ・ 機械のトラブル等で顔認証や暗証番号の入力操作ができない場合



マイナ保険証の受付

[2] 目視モード確認方法(その2) 目視モード確認には2つの方法がある

《**顔認証付きカードリーダー**のみの操作で目視確認を行う》

- ① オンライン資格確認等システムにおいて目視確認用パスコードを発行する
- ② 顔認証カードリーダー画面に「職員用ボタン」が表示される
- ③ パスコード入力画面になるので、①のパスコードを入力
- ④ 顔写真を目視で確認し本人確認を行う

《**資格確認端末**で目視確認モードに切り替えて目視確認を行う》

- ① 患者を資格確認端末がある窓口へ案内
- ② 資格確認端末からオンライン資格確認等システムにログインし、「顔認証付きカードリーダー操作」を押下
- ③ 「目視確認」ボタンを押下し、顔認証付きカードリーダーの設定を目視確認モードに切り替え
- ④ 顔写真を目視で確認し本人確認＋資格確認端末画面の「目視で本人確認完了」にチェックを入れる

顔認証付きカードリーダーの目視確認モードが改善されました

何らかの事情で顔認証や暗証番号での本人確認ができない方に対してご利用いただく、目視確認モードについて、これまでは立ち上げる際に資格確認端末から操作が必要でしたが、**顔認証付きカードリーダーの操作のみで利用できる**ように改善されました。

目視確認モードの使用場面

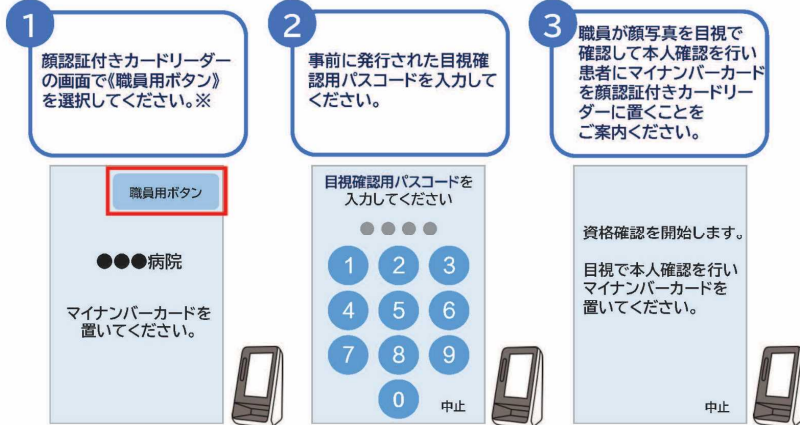
以下のような場合に、医療機関等の職員が顔認証付きカードリーダーを目視確認モードに切り替え、目視確認を行ってください。

- 顔認証がうまくいかず、かつ患者本人が暗証番号を忘れてしまった(又は暗証番号を3回連続で間違えてロックがかかった)場合
- 患者ご本人が認知症・障害等により、顔認証や暗証番号の入力操作が上手くできない場合
- 体調・状況が悪化して、顔認証や暗証番号の入力操作が上手くできない場合
- 機械のトラブル等で顔認証や暗証番号の入力操作ができない場合

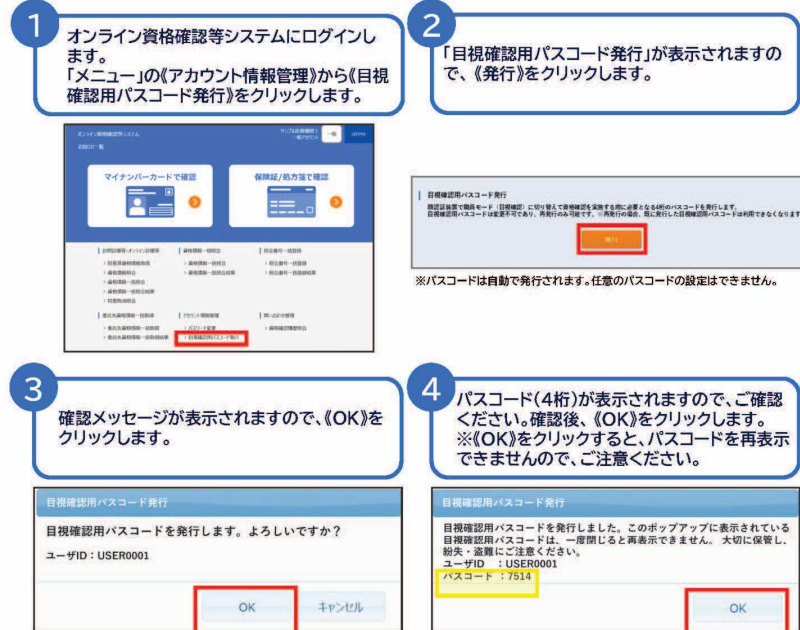


目視確認モード使用時の流れ

目視確認モードを使用するにあたり、事前にオンライン資格確認等システムのアカウントごとにパスワードの発行が必要です。裏面の手順で設定してください。



目視確認用パスワードの発行方法



よくある質問

- Q. 目視確認用パスワードは、施設あたり1つの発行で良いですか？
- A. オンライン資格確認等システムのアカウントごとに4桁の目視確認用パスワードを発行する必要があります。レセコンの改修を行えば、レセコンからも目視確認用パスワードの発行が可能になります。
- Q. 目視確認用パスワードには、有効期限はありますか？
- A. 有効期限はありません。
- Q. 目視確認用パスワードを忘れてしまいました。どこかで確認できますか？
- A. 発行済パスワードの照会機能はありません。忘れた場合は、新しいパスワードでの再発行が必要です。

厚生労働省 Webサイト
(医療機関・薬局、
システムベンダー向け)



医療機関等向け
総合ポータルサイト

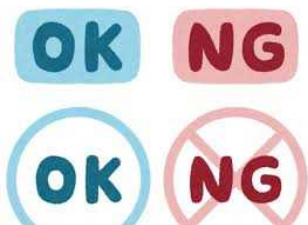


ひとくらし、あいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

マイナ保険証の受付

[3] 同意について①

- 同意には一括同意と個別同意がある
- 個別同意には前回の同意の引継ぎ機能が2月1日より実装されている
- 同意で閲覧可能となる情報項目の一覧は右図の通り(オンライン資格確認等システム運用マニュアルより)



閲覧同意の取得単位と閲覧可能になる情報項目

閲覧同意の取得単位	閲覧可能になる情報
手術情報	✓ 手術情報
手術情報・傷病名情報・感染症検査結果※1	✓ 手術情報 ✓ 6 情報の一部（傷病名、感染症）※1
診療・お薬情報	✓ 診療情報 ✓ 薬剤情報 ✓ 処方・調剤情報※2
診療情報（感染症を除く検査結果、アレルギー等）・お薬情報※1	✓ 診療情報 ✓ 薬剤情報 ✓ 処方・調剤情報※2 ✓ 6 情報の一部（検査（救急・生活習慣病）、薬剤アレルギー等、その他アレルギー等、処方）※1
お薬情報※3	✓ 薬剤情報 ✓ 処方・調剤情報※2 ✓ 6 情報の一部（処方）※1
健診情報	✓ 特定健診情報 ✓ 健康診断結果報告書※1

※1 電子カルテ情報共有サービスを利用する場合のみ。

※2 電子処方箋管理サービスを利用する場合のみ。

※3 診療情報の閲覧に対応していない場合のみ。

マイナ保険証の受付

【3】 同意について②

- 汎用カードリーダーを用いて同意を取得したい場合は、医療機関等向け総合ポータルサイトに掲げている同意書等の書面を用いて、患者に対し情報閲覧に関する説明を行い、同意を取得する

※同意書の名称は以下の通り

「(雛形)_ 手術・診療・薬剤・健診・6情報・特定疾病療養受療証情報・診療情報提供書に係る同意書」



〇〇〇〇病院 御中

同意書

以下の情報はあなたの診察や健康管理のために使用します。
※ 各欄への記載が必要か否かについては、職員に確認ください。

過去の手術情報を当機関に提供することに同意しますか。 ☐ 同意する ☐ 同意しない
過去の手術情報・傷病名情報・感染症検査結果を当機関に提供することに同意しますか。 ☐ 同意する ☐ 同意しない
過去の手術以外の診療・お薬情報を当機関に提供することに同意しますか。 ☐ 同意する ☐ 同意しない
過去の診療情報（感染症を除く検査結果、アレルギー等）・お薬情報を当機関に提供することに同意しますか。 ☐ 同意する ☐ 同意しない
過去のお薬情報を当機関に提供することに同意しますか。 ☐ 同意する ☐ 同意しない
過去の健診情報を当機関に提供することに同意しますか。 ☐ 同意する ☐ 同意しない
特定疾病療養受療証情報を当機関に提供することに同意しますか [※] 。 ☐ 同意する ☐ 同意しない
診療情報提供書を当機関に提供することに同意しますか [※] 。 ☐ 同意する ☐ 同意しない 提供に同意する場合、診療情報提供書を発行した医療機関名を記載してください。 医療機関名 []

(記入日: 年 月 日)

ふりがな	
お名前	
(代理人記入の場合、代理人氏名)	(続柄)

顔認証付きカードリーダーの操作方法について

2025年2月1日より顔認証カードリーダーの画面が下記の通り変更になります。

3. 同意情報の引き継ぎ

既存画面

同意方法の確認

過去の医療情報等の提供に同意しますか。
【手術／診療、お薬／健診】

全て同意する

個別に同意する

「全て同意する」を選択した場合
(変更なし)

医療情報等の提供の同意完了

個別同意画面が省略される

New

同意情報の引き継ぎ

過去の医療情報等の提供に同意しますか。

現在の同意状況を見る

現在の同意状況を引き継ぐ

選択しなおす

「個別に同意する」を選択した場合

「現在の同意状況を引き継ぐ」を選択した場合

現在受診している医療機関等で過去に登録されている同意情報がある場合は、その同意状況を引き継ぐ事ができる

New

前回の同意状況

・手術： ○
・診療、お薬： ○
・健診： ○

戻る

「現在の同意状況を見る」を選択した場合

「選択しなおす」を選択した場合

現在受診している医療機関等で過去に登録されている同意情報がある場合は、その同意状況について確認できる

個別同意画面

従前の個別同意画面から変更なし

過去の手術情報を当機関に提供することに同意しますか。

同意する

同意しない

過去の手術以外の診療・お薬情報を当機関に提供することに同意しますか。

同意する

同意しない

過去のお薬情報を当機関に提供することに同意しますか。

同意する

同意しない

過去の健診情報を当機関に提供することに同意しますか。

同意する

同意しない

どちらか（医療機関等によって表示される画面が異なる）

2月1日から「同意引き継ぎ」が可能に

マイナ保険証の受付

〔4〕 在宅医療や異なる導線で資格確認をする場合

○ システム改修とモバイル端末の購入、使用するアプリの選定が必要になる。

※導入に向けた説明資料はマイナポータルを参照

○ 在宅医療におけるマイナ資格確認の導入は義務的に導入するものではないが、保険薬局からのアプローチもあるため、在宅患者にもマイナ保険証利用が広がることが予想される。

○ 在宅で使えるアプリは2種類あるが、暗証番号と目視確認の両方使えるものと、暗証番号のみのものなど機能が異なるので、導入の際はよく検討する。

○ アプリは自宅だけでなく、施設、病院への対診の際も利用できる。

○ システム導入には補助金が使える。2026年1月15日が申請締め切り。

使用するアプリ	異なる動線 機器の故障時	訪問診療時	オンライン診療	健診実施機関等	義務化対象外 医療機関	経過措置対象 医療機関
マイナ在宅受付WEB	○	○	○			
マイナ資格確認アプリ	○	○				
資格確認限定型				○※	○※	○※

※限定型で使用するアプリは「マイナ資格確認アプリ」だが、システム改修なしで使う簡易なもの。



医療機関・薬局等の方

外来診療等
【顔認証付きカードリーダー】

医療扶助

オンライン請求

外来診療等
(通常とは異なる動線・機器故障時等)
【モバイル端末等】

訪問診療等
【モバイル端末等】

オンライン診療等
【モバイル端末等】

健診実施機関等
【モバイル端末等】

義務化対象外機関
(紙レセプト請求等)
【モバイル端末等】

経過措置機関
【モバイル端末等】

オンライン資格確認導入後の補助事業

ご不明点がある方は
僕をクリックしてね！
電子証明書の
更新方法もこちら！



3. マイナ保険証が使えない場合どうする？

